

**防火安心みおつくしマーク表示制度における「2以上の有効
な避難経路を確保していること」の交付基準細則**

(計画調整局長、消防局長決裁)

防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱別表 3 「避難経路の確保」の内容「2以上の有効な避難経路を確保していること」については、以下に定める基準を満足するものであること

1 下記の3つの条件のすべてを満足していること

- (1) 2以上の避難施設があること
- (2) 居室の各部分から避難施設のうち直通階段（店舗が避難階にある時は屋外への出口）の一に至る歩行距離を 30 メートル以下としなければならない。
- (3) 居室の各部分から各直通階段（店舗が避難階にある時は各屋外への出口）に至る通常の歩行距離のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、10 メートルを超えてはならない。

2 避難施設は以下のとおりとする。

(1) 店舗が避難階にある時

建築基準法施行令第 125 条による屋外への出口、及びその出口から道等に通ずる建築基準法施行令第 128 条による敷地内の通路とする。

(2) 店舗が避難階以外にある時

避難階又は地上に通ずる直通階段とそれに通ずる建築基準法施行令第 125 条による屋外への出口、及びその出口から道等に通ずる建築基準法施行令第 128 条による敷地内の通路とする。

※1) 屋外への出口及び階段への入口で、管理上、通常施錠状態にあるものについては、避難時に避難側から容易に開錠できる構造とし、その開錠方法を当該出口及び入口の近くの見やすい場所に表示すること。

(店舗から建築物の他のゾーンへの出口で避難経路に該当するものについても同様とする。)

※2) 当該建築物が既存不適格で堅穴区画が法令上不要の場合でも、直通階段の入口には、建

建築基準法第2条第九号の二口及び建築基準法施行令第112条第14項第二号に規定する防火設備を設け、準耐火構造以上の床・壁で階段とその他の部分を防火区画しなければならない。

- 3 前2項に定めるほか、「2以上の有効な避難経路を確保していること」について消防局との協議により、避難時に有効であると認められる場合には、2以上の避難施設に代えて、1以上の避難施設と消防法上の避難器具又は避難上有効な開口部（避難階に限る。）の組み合わせとすることができるものとする。この場合において、避難器具又は避難上有効な開口部のレイアウトについては、第1項の直通階段の歩行距離・重複距離の基準を準用するものとし、避難器具に至る入口又は避難上有効な開口部が施錠されている場合は、開錠方法について第2項の屋外への出口の基準を準用するものとする。また、避難器具の降下位置又は避難上有効な開口部から道等に通ずる建築基準法施行令第128条による敷地内の通路を設けること

この交付基準細則は、平成21年4月1日から施行する。